

職務発明規程の変更についての留意点

～承継の対価からインセンティブへの大転換～

日時
平成29年12月8日(金)
10:00～16:10(開場9:30)

先般、特許法35条が改正されることにより、職務発明制度が発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付けを目的とするものであることが明確となりました。その結果、多くの会社が、職務発明に関する権利の帰属について、本年4月に改正を行っているが、発明者の権利に関する改正（実績補償方式から一括払い方式への変更）については、未だに検討中です。

発明者の権利に関する職務発明規定の改正が広がらない理由は、当職の職務発明コンサルタントとしての経験に照らすと、大別して3つあると思われます。

第1の理由は、同業他社の様子見です。この点については、筆者の知る限り、発明者の権利に関する職務発明規定の改正に踏み切る会社も増加しており、状況は好転しつつあります。第2の理由は、一部の発明者の抵抗です。発明者の権利に関する改正は、実績補償方式から一括払い方式への変更を基本とするものが多いのですが、一部の発明者にとって不利益が生じることは否定できず、この観点からの抵抗があることは事実です。しかし、これは、実績補償方式に対する誤解が根底にあり、この誤解を解消するために、丁寧な説明が求められる。さらに、改正の必要性として、発明者の権利の内容を「発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付け」として効率的かつ衡平なものにすることを強調するべきと思われます。第3の理由は、ダブルトラック問題です。すなわち、改正後の職務発明規定が改正前に完成した発明には適用することができないという見解があり、この見解に立つと、旧規定と新規定が併存することになり、事務処理が煩雑になる可能性があります。この点については、実績補償方式からの変更を前提とする限り、発明者の権利の抽象性及び公益性等の観点から、改正後の職務発明規定が改正前に完成した発明にも適用できると解するべきです。

本研修会では、以上の点の他、退職者・出向者・派遣社員の取扱い等特別な問題に加え、職務発明規程のチェックポイントに触れるとともに、改正スケジュールの留意点についても示します。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：TH弁護士法人 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント 高橋 淳 氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース・ 経済産業公報 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：

銀座会議室(三丁目)2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

職務発明規程の変更についての留意点 プログラム

1. 現行特許法35条の内容及び制定経緯
2. 原始帰属化に伴う問題
3. 実績補償方式から一括払い方式への変更
 - 3-1 実績補償方式の問題点
 - 3-2 ダブルトラック問題の回避の秘策
4. 職務発明規程の変更手続の合理性確保のポイント
 - 4-1 スケジュール等
 - 4-2 不服申立制度の整備
 - 4-3 納得感の確認
5. 退職者・出向者・派遣社員の取扱い等特別な問題
6. 職務発明規程のチェックポイント

～質疑応答～

最新のセミナー情報がご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー＆リツイートお願いします。

「職務発明規程の変更についての留意点」参加申込書 (H29.12.8開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者		
お名前	E-mail	

お名前	E-mail	

お名前	E-mail	
備考欄		
申込先 FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp		一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させていただきます。なお、代理出席は可能です。